

特定非営利活動法人 リカバリーサポート・ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク（以下、「法人」という。）という。英文ではRecovery Support Network（略称 RSN）と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、沖縄県中頭郡西原町上原2丁目9番地の1（ルボワ YARA 2F）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、遊技業界並びに民間や公的機関、研究・医療機関等と連携、協力しながら、ぱちんこ等の娯楽・遊技の利用者とそれに関係する人々に対して、娯楽・遊技への過度ののめり込みに関する相談、啓発、予防等の事業を行い、これら諸問題によって生じている健康及び社会損失を防止し、広く社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ぱちんこ等の娯楽・遊技依存関連問題の相談事業
- (2) ぱちんこ等の娯楽・遊技依存関連問題の啓発・広報活動事業
- (3) ぱちんこ等の娯楽・遊技依存関連問題の教育・研修および相談員養成事業
- (4) ぱちんこ等の娯楽・遊技依存関連問題回復支援ネットワーク構築事業
- (5) ぱちんこ等の娯楽・遊技依存関連問題に関する情報収集および発信事業
- (6) その他第3条の目的を達成するために必要な事業等

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。なお、理事会の承認を得て専門家、有識者等を賛助会員に加えることが出来るものとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、企業及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人、企業及び団

体。

- (3) 特別会員 この法人の活動を援助する法人、団体または個人であって、この法人の目的遂行のために望ましいと理事会において認められたもの。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 この法人の会員になろうとするものは、別途定める入会申込書を代表理事に提出するものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 本人が死亡し、または会員である企業及び団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上30人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。副代表理事を若干名置くことができる。
- 3 役員は、原則会員とし、例外的に会員以外から選ぶことも妨げない。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任する。監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるいは心身の故障その他のやむを得ない事由により職務遂行の支障が生じた場合、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務の執務状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に該当する場合、理事においては理事会の、監事においては総会の議決によりこれを解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため職務遂行に耐えられないと認められるとき
 - (2) この法人の定款に違反、又は職務上の義務違反のあったとき
 - (3) その他著しい不行跡があったとき
- 2 前項の規程により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、この法人の最高意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画並びに活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任又は解任
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ)、
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席（委任状含む）をもって成立する。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面（ファックス・電磁的記録含む）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、Web会議、テレビ会議、音声会議のシステムによって総会が開催される場合、正会員は、これらのシステムによって総会へ出席し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

5 正会員以外の会員は、総会に出席し意見を述べることはできる。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合、Web会議、テレビ会議、音声会議のシステムによる出席者がある場合は、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 会費の額

(5) 理事の選任又は解任

(6) 役員の職務及び報酬

(7) 事務局の組織及び運営

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものがこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面(ファックス・電磁的記録含む)をもって表決することができる。また、Web会議、テレビ会議、音声会議のシステムによって理事会が開催される場合、理事は、これらのシステムによって理事会へ出席し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事及び議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者がある場合、Web会議、テレビ会議、音声会議のシステムによる出席者がある場合は、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び経費の支弁)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成、経費は資産をもって支弁する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則によって行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散手続)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由にて解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由にて解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときには、総会において正会員総数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 西村 直之

理事 安高 真弓

理事 綾部 真雄

理事 磯 敬夫

理事 稲村 厚

理事 尾田 真言

理事 原田 實

理事 村上 優

理事 八尋 光秀

理事 米田 義一

理事 力武 一郎

監事 梁川 康成

監事 高橋 孝一郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条にかかわらず、成立の日から平成22年6月30日までとする。
- 6 この法人の当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 個人 年会費 3,000 円 団体 年会費 30,000 円。
 - (2) 賛助会員 個人 年会費一口 3,000 円 年一口以上。
団体 年会費一口 30,000 円 年一口以上。
 - (3) 特別会員 個人・団体 年会費 1,000,000 円 年一口以上。

